

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◇ リストラされた者を雇用する場合の助成金

**Q** : 当社は、このたび、リストラされた者を雇い入れします。この雇用について何か恩典はありませんか？

**A** : 一定の要件を満たせば、奨励金がもらえます。

### 【解説】

企業が、会社都合でリストラされた者を一定の要件のもとに雇用する場合は、奨励金が支給されることとなっています。要件は次のとおりです。

#### 〔雇用対象者〕

「雇用調整方针对象者証明書」の交付を受けた60歳未満の者を雇用すること

#### 〔対象となる事業主〕

次のいずれにも該当する事業者が対象です。

- ① 雇用保険の適用事業主であること
- ② 雇用対象者を常用労働者として雇入れること
- ③ 雇入れの日の前日の6ヶ月前の日から奨励金の支給決定までの間に、事業主都合で解雇した被保険者がいないこと
- ④ 出勤簿、タイムカード、賃金台帳、労働者名簿等の書類を整備していること

#### 〔奨励金の額〕

奨励金は、雇用対象者1人当たり60万円(新規・成長分野等事業主の場合は70万円)

#### 〔支給手続き〕

雇用対象者を雇入れた日の3ヶ月後から起算して1ヶ月以内に(財)産業雇用安定センター都道府県事務所に申請する

